

## 介護サービスの自己負担額の上限

区分	負担上限(月額)
現役並み所得に相当する方(課税所得145万円以上)がいる世帯の方	【新設】 44,400円(世帯合算)
住民税課税者がいる世帯の方	37,200円(世帯合算)
○高齢福祉年金の受給者 ○前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600円(世帯合算) 15,000円(本人)
生活保護の受給者等	15,000円(本人)



### 新設要件適用世帯

課税所得145万円以上の65歳以上の方がいる世帯

※次の世帯は、あらかじめ町に申請すると上限額が37,200円になります。  
・同一世帯内に65歳以上の方が1人で、その方の収入が383万円未満の場合  
・同一世帯内に65歳以上の方が2人以上で、それらの方の収入合計額が520万円未満の場合

## 町独自の助成制度

介護保険制度のサービス以外に、町が独自に実施している要介護・要支援認定者を対象とした助成制度などを紹介します。利用を希望する方は、事前に役場1階3番窓口保険課に申請してください。

### 配食サービスの助成

自宅への昼食や夕食の配食サービスを利用した場合の費用を助成します。

助成額：1食当たり140円

### 軽度生活支援の助成

外出の付き添い、買い物、庭の手入れなどを行った場合の費用を助成します。

利用料：委託費用の1割程度を自己負担

### 住宅改修の補助

自宅に手すりやスロープを設置するなど、介護保険制度の限度額を上回る住宅改修に要する費用を補助します。

補助額：介護保険制度の限度額(20万円)を上回った費用の2分の1(限度額：非課税世帯は30万円、課税世帯は10万円)

### 寝具洗濯乾燥委託の助成

敷布団・掛布団・毛布などの洗濯・乾燥・消毒を委託した場合の費用を助成します。

利用料：委託費用の1割程度を自己負担 助成限度額：1回当たり7,000円(年2回まで)

### タクシー利用の助成

タクシーを利用した際の利用料金を助成します。

助成内容：初乗り運賃と迎車料金を助成するタクシー利用券を月当たり2枚交付

### 移送サービスの助成

入退院などに利用するためのリフト付き車両等の利用料金を助成します。

助成限度額：1回当たり14,400円(年1回のみ)

### 緊急通報福祉電話・火災報知機の貸与

緊急通報福祉電話や火災報知器を貸与します。

利用料：無料(基本料金、通話料金は自己負担)

### 日常生活用具の貸与

ガス漏れ警報器、電磁調理器を貸与します。

利用料：無料

▶問合せ 保険課高齢者・介護係 28・0100